

≪授 業≫

(1) 学期(授業期間)

学年を前期(4月1日から9月30日まで)、後期(10月1日から3月31日まで)の2学期に区分し、各授業科目の授業は、前期15週、後期15週にわたる期間を単位として行います。

(2) 授業の方法

授業は、講義、演習、実験・実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行います。

(3) 各授業科目の単位

ア 大学の授業科目については、教育研究上の目的に沿って多様な履修が可能となるように単位制が採られており、大学は各授業科目について単位数を定めて開設するものとされています。

単位は、各授業科目の学修の成果を量的に測る一定の基準となるものです。

イ 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準によって計算します。

授業科目の授業の方法による区分	1 単 位
講 義	15 時 間
演 習	15 時 間
実験・実習・実技	30 時 間

ただし、教養基礎科目中の外国語科目(演習)、健康・スポーツ科目(実技に当たる部分)及び教職共通科目中の実地教育(実習に当たる部分)は、教室等で授業を行う時間数を、演習は30時間とし、実験・実習・実技は45時間とする。

(4) 授業時間

各時限ごとの授業の開始時刻及び終了時刻は、次のとおりです。

時 限	授業開始・終了時刻
第 1 時 限	9 時 00 分 - 10 時 30 分
第 2 時 限	10 時 40 分 - 12 時 10 分
第 3 時 限	13 時 00 分 - 14 時 30 分
第 4 時 限	14 時 40 分 - 16 時 10 分
第 5 時 限	16 時 20 分 - 17 時 50 分

《定期試験期間, 再試験, 追試験, 成績評価及び単位の授与》

履修した授業の成績評価及び単位の認定は, 原則として各授業科目の授業が終了する学期末に, 筆記若しくは口述による試験又は報告書, 作品若しくは実技の審査によって行います。

ただし, 単位修得に必要な出席時数を満たしていない者は, 受験資格を失います。

(1) 定期試験期間

教養基礎科目, 教職共通科目及び専修専門科目の「教科の専門科目」のうち, 授業の方法が『講義』の科目については, 学年暦に示した期間等で, 各授業科目の最終日に筆記試験を実施します。

(2) 再試験

定期試験期間に実施した筆記試験の結果, 合格点に達しない場合は, 原則として再試験を実施します。再試験の実施の有無及び内容については, 授業担当教員が決定し通知します。

(3) 追試験

病気その他特別の事情があるときは, 次により追試験願を提出すること。

ア 追試験を希望する者は, 追試験願を当該授業科目の定期試験実施後14日以内に教務課へ提出しなければならない。(理由が病気による場合は, 医師の診断書又はそれに代わるものを添付すること。)

イ 特別の事情に該当する事項は, 次のとおりとする。

- 負傷
- 忌引(3親等以内の親族)
- 災害
- 交通スト又は交通事故等に起因するもの
- 学外の行事で他の委員会が参加を認めたもの
- その他教務委員会が認めたもの

(4) 成績評価

ア 成績評価は, 担当教員が定期試験の結果及び受講状況等を総合して行います。

本学の評価基準の対応関係は次のとおりです。

評価	評価基準	摘 要	
S	100点～90点	合 格	到達目標を十分に達成し, きわめて優秀な成果をおさめている。
A	89点～80点	合 格	到達目標を十分に達成している。
B	79点～70点	合 格	到達目標を達成している。
C	69点～60点	合 格	到達目標を最低限度達成している。
D	59点以下	不 合 格	到達目標を達成していないので, 不合格とし単位を与えない。

(注)再試験の結果合格した場合の評価は, 「C」(60点)となる。

イ 本学の学生は、次の場合に限り、成績評価の異議申立てを行うことができます。

その他連携大学の学生は、各所属大学の手続きに従ってください。

- (1) 成績の誤入力等、明らかに授業担当教員の誤りであると思われるもの
- (2) 授業概要(シラバス)等に周知している成績評価の方法と明らかに異なった方法により評価されている疑義があると思われるもの

≪試験に関する諸注意≫

授業科目の単位認定に係る試験(中間試験, 再試験, 追試験を含む。)の実施に際し、以下のことに留意してください。

【学生の遵守事項】

試験に際しては、以下のことを遵守してください。

- (1) 試験場においては、試験監督者の指示に従うこと。
- (2) 学生証を必ず持参し、試験監督者が確認できるよう机の上に提示すること。
なお、試験に際し学生証を忘れた場合は、学生課において仮学生証の発行を受けること。
- (3) 試験中は、物品の貸し借りをしないこと。
- (4) 使用を許可された場合を除き、筆記用具以外の書籍、ノート又は携帯電話等は鞆又は袋類に入れて机の下に置くこと。
- (5) 座席を可能な限り離して座ること。
- (6) 不正行為が発覚した場合には、鳴門教育大学学校教育学部履修規程第14条の規定に基づき、当該学期に履修した全授業科目に係る成績が不合格となります。

【試験における不正行為】

以下の行為は、不正行為とみなされます。

- (1) 代人受験(受験を依頼した者、依頼されて受験した者)
- (2) 答案用紙の交換(交換を依頼した者、依頼されて交換した者)
- (3) カンニングペーパーの所持又は使用
- (4) 他人の答案の書き写し(見た者、故意に見せた者)
- (5) 私語又は動作での連絡(答を知らせた者、答を知らされた者)
- (6) 他人の学生証での受験(貸した者、借りた者)
- (7) 使用が許可されていない参考書等の使用
- (8) その他試験監督者が認めた不正行為